

商工こすど かわら版

第185号
小須戸
商工会



マイナンバーに係る 取扱変更のお知らせ

平成二十七年十月二日に所得税法施行規則等の改正が行われ、マイナンバーの取扱が一部変更となりましたのでお知らせします。

【変更点について】

- ・改正により、平成二十八年度一月以降の給与などの支払いを受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。個人番号の記載が不要となる税務関係書類の一部を紹介します。
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・上場株式配当等の支払に関する通知書

ほか

詳細は同封した緑色のチラシをご覧ください。

平成二十七年度 年末調整説明会・ 青色申告決算説明会の 開催について

新津税務署では、年末調整説明会並びに、営業所得又は農業所得のある方を対象とした所得税の決算説明会を左記の通り開催いたします。説明会では、青色申告決算書等の作成方法や作成に当たっての注意点などの説明が行われます。説明は、年末調整説明会については税務署の職員、決算説明会については税務署が依頼した税理士が行います。使用する資料は、当日会場で配布されます。

【お問い合わせ】

新津税務署
年末調整説明会 〇二二〇二七
青白決算説明会 〇二二〇二五三

説明会内容	開催日	時間	会場
年末調整説明会	11月18日(水)	13:30~15:30	秋葉区役所 6階 601・602 会議室
青色決算説明会 (営業)	12月1日(火)	10:00~12:00	秋葉区役所 6階 601 会議室
青色決算説明会 (農業)	12月1日(火)	13:30~15:30	同上
白色決算説明会 (営業)	12月4日(金)	10:00~12:00	同上
白色決算説明会 (農業)	12月4日(金)	13:30~15:30	同上

※同封したチラシもご覧ください。

「無料法律相談」 開催のお知らせ

弁護士による無料法律相談会を左記のとおり開催いたします。商売に關らず、どのようなことでも相談に應じますのでご利用ください。

【日時】

平成二十七年十一月十八日(水)
午前十時~十二時まで
※一組三十分まで

【相談員】

山田 寿 弁護士

【会場】

小須戸商工会館

相談には事前の予約が必要ですが、商工会までお申し込みください。

地域振興研修会 開催のお知らせ(予告)

【日時】

平成二十七年十二月十日(木)
午後六時~午後七時二十分

【講師】

伊勢みずほ 氏

【テーマ】取材を通して見た魅力ある店舗・経営者

参加ご希望の方は、次号同封のチラシでお申し込みください。

**商工会各部会共同事業
商工会共同広告の
募集について**

七月に発行いたしました小須戸商工会の各部会共同事業、共同広告の十二月発行分の募集をいたします。

【発行月】

十二月上旬（予定）

【掲載料】

無料

【申込方法・期限】

今月のかから版に申込書を同封いたしますので、ご記入の上、十一月十六日（月）までに商工会へお申し込みください。

掲載にあたりましてはその都度申し込みが必要ですが。

**新潟市制度融資
貸付利率の改定について**

新潟市では、中小企業者の資金調達
の円滑化を図り、経営基盤の確立を促進し、育成・発展を通して地域経済の活性化に資することを目的に、各種融資を実施しています。

左記の金融支援策にしまして、平成二十七年十一月一日融資実行分が

ら貸付利率が改定されますのでご案内いたします。紙面の関係上、主な制度の利率改定内容のみ、ご紹介させていただきます。

【防災や環境などに配慮した設備投資を図る方】

◎ あんしん未来資金

信用保証付 現行 一・八〇%

改定後一・六五%

信用保証なし 現行 二・三〇%

改定後二・一五%

【小規模企業向け】

◎ 無担保無保証人融資

信用保証付 現行 一・九五%

改定後一・七五%

◎ 小規模企業振興資金

信用保証付 現行 一・九五%

改定後一・七五%

【経営の安定を図る方】

◎ 経営支援特別融資

信用保証付 現行 一・九〇%

改定後一・七〇%

信用保証なし 現行 二・四〇%

改定後二・二〇%

◎ 中小企業資金繰り円滑化借換融資

信用保証付 現行 一・九〇%

改定後一・六五%

【一般的な事業資金が必要な方】

◎ 一般融資

信用保証付 現行 二・〇五%

改定後一・八〇%

信用保証なし 現行 二・五五%

改定後二・三〇%

【新規に開業する方、開業後まもない方】

◎ 中小企業開業資金

（創業、創業等関連保証）

現行 二・二五%

改定後二・〇〇%

（支援創業関連保証）

現行 二・二五%

改定後一・九五%

※中小企業資金繰り円滑化借換融資（信用保証付）以外については、貸付期間五年を超える利率を表示しています。五年以内は記載の利率に比ベマイナス〇・二％になります。

【お問い合わせ】

詳細に関しては、秋葉区役所 商業振興課 金融係（〇二五・二二六・一六二九）または、商工会までお問い合わせください。

市制度融資一覧表（平成二十七年十一月一日改正版）は商工会にも用意しております。

**今月は、労働保険適用促進
強化月間です。**

労働者（アルバイトを含む）を一人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

【ご相談は商工会へ】

商工会では、労働保険の事務処理負担の軽減のため、事業主の皆さんの委託を受け事業主に代わって労働保険料の申告、納付、その他労働保険に関する各種の事務手続を行う「労働保険事務組合」として県労働局長の認可を受けています。

労働保険事務組合に委託すると、優遇制度（①事業主や家族従事者の労災保険への特別加入、②労働保険料の分割納付）も受けられます。

成立届をはじめ、所定用紙も備え付けておりますので労働保険に関することはお気軽にご相談下さい。